

令和2年度

個別指導（歯科）における 主な指摘事項

近畿厚生局

I 保険診療等に関する事項

A 診療録等

1 診療録等

(1) 診療録

- ① 診療録の整備及び保管状況について不備のある例が認められたので改めること。
- ② 診療録は保険請求の根拠であることを認識し、必要な事項を十分に記載すること。
- ③ 実際に診療を担当した保険医が、診療の都度、遅滞なく的確に記載すること。
- ④ 複数の保険医が従事する保険医療機関においては、診療の責任の所在を明確にするために、診療を担当した保険医は診療録を記載した後、署名又は記名押印すること。
- ⑤ 保険医が実施した診療内容について、診療録が歯科医師以外の者により記載されている例が認められたので、診療録は原則として診療を担当した保険医が記載すること。やむを得ず口述筆記等を行う場合には、保険医自らが記載内容に誤りがないことを確認の上、署名又は記名押印すること。
- ⑥ レセプトコンピュータ等OA機器により作成した診療録の記載方法、記載内容に次の例が認められたので、適切に診療録を作成すること。
 - ア 診療を行った保険医が署名又は記名押印を行っていない。
 - イ 診療を行った場合に遅滞なく診療録を印刷していない。
- ⑦ 診療録の記載方法、記載内容に次の例が認められたので、適切に記載すること。
 - ア 診療行為の手順と異なった記載がある。
 - イ 行間を空けた記載がある。
 - ウ 療法・処置欄への1行に対し複数行の記載がある。
 - エ 判読困難な記載がある。
 - オ 欄外への記載がある。
 - カ 鉛筆による記載がある。
 - キ 二本線で抹消せず、塗りつぶし、修正液、砂消し又は貼り紙による訂正がある。
 - ク 訂正又は追記した者、内容若しくは日時が不明である。
- ⑧ 独自の略称を使用している例が認められたので、略称を使用するに当たっては、「歯科の診療録及び診療報酬明細書に使用できる略称について（令2.3.23 保医発0323第5号）」を参考し適切に記載すること。
- ⑨ 診療録第1面（療担規則様式第一号（二）の1）の記載内容に次の例が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。
 - ア 部位、傷病名、開始年月日、終了年月日、転帰、主訴又は口腔内所見について記載がない又は不十分である。
 - イ 歯科医学的に診断根拠のない、いわゆるレセプト病名が認められる。
- ⑩ 診療録第2面（療担規則様式第一号（二）の2）の記載内容に次の例が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。
 - ア 症状、所見、診療方針、診療月日、部位、医学管理等の内容、検査結果、投薬内容、処置内容、点数又は一部負担金徴収額について、記載がない、不十分である又は画一的である。

(2) 歯科技工指示書・歯科衛生士業務記録

- ① 歯科技工指示書に記載すべき次の内容に不備が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。
 - ア 設計
 - イ 作成の方法
 - ウ 使用材料
 - エ 発行の年月日
 - オ 発行した歯科医師の氏名及び当該歯科医師の勤務する病院又は診療所の所在地
 - カ 作成が行われる歯科技工所の名称及び所在地
- ② 歯科技工指示書の発行がなく委託外注技工を行っている例が認められたので、所定の内容を記載した歯科技工指示書を発行すること。
- ③ 診療録及び関係書類（歯科技工指示書、納品書等）において、歯科技工物の製作内容、製作部位又は材料について一致しない例が認められたので、保険医療機関及び保険医により十分に照合・確認すること。
- ④ 歯科衛生士が行った業務について、記録を作成していない例が認められたので改めること。

(3) 提供文書

- ① 歯科疾患管理料、歯科衛生実地指導料、新製有床義歯管理料又はクラウン・ブリッジ維持管理料に係る提供文書の原本を診療録に添付し、写しを患者等に提供している例が認められたので、患者等に文書の原本を提供し診療録に当該文書の写しを添付すること。

B 基本診療料

2 初・再診料

(1) 初診料、再診料

《歯科初（再）診料》

- ① 当該保険医療機関において、医療保険給付対象外での治療中に、医療保険給付の対象となる診療を行った場合に、算定できない歯科初診料を算定している例が認められたので改めること。
- ② 歯周病等の慢性疾患である場合等であって、同一の疾病又は負傷に係る診療が継続している場合に、算定できない歯科初診料を算定している例が認められたので改めること。

(2) 初・再診料の加算

《歯科診療特別対応加算》

- ① 算定要件を満たしていない歯科診療特別対応加算を算定している次の例が認められたので改めること。
 - ア 当該加算を算定した日の患者の状態を診療録に記載していない。

C 特掲診療料

3 医学管理等

(1) 歯科疾患管理料

- ① 算定要件を満たしていない歯科疾患管理料を算定している次の例が認められたので改めること。
- ア 1回目の管理計画において、患者の歯科治療及び口腔管理を行う上で必要な基本状況（全身の状態、基礎疾患の有無、服薬状況、喫煙状況を含む生活習慣の状況等）、口腔の状態（歯科疾患、口腔衛生状態、口腔機能の状態等）、必要に応じて実施した検査結果等の要点、治療方針の概要等又は歯科疾患の継続的管理を行う上で必要となる情報を診療録に記載していない。
- イ 歯科疾患管理料を算定した月に、当該管理に係る要点を診療録に記載していない。
- ② 1回目の管理計画において診療録に記載すべき次の内容について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
- ア 基本状況（全身の状態、基礎疾患の有無、服薬状況、喫煙状況を含む生活習慣の状況等）
- イ 口腔の状態（歯科疾患、口腔衛生状態、口腔機能の状態等）
- ウ 必要に応じて実施した検査結果等の要点
- エ 治療方針の概要等
- ③ 歯科疾患管理料を算定した月に診療録に記載すべき次の内容について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
- ア 管理に係る要点
- ④ 明らかに1回で治療が終了し、歯科疾患と関連性のある生活習慣の状況や生活習慣の改善目標等を踏まえた継続的管理が行われていない場合に、算定できない歯科疾患管理料を算定している例が認められたので改めること。
- ⑤ 歯科疾患管理料は、継続的管理を必要とする歯科疾患を有する患者に対して、口腔を一単位としてとらえ、患者との協働により行う口腔管理に加えて、病状が改善した疾患等の再発防止及び重症化予防を評価したものである旨を踏まえ、適切に実施すること。

《文書提供加算》

- ① 算定要件を満たしていない文書提供加算を算定している次の例が認められたので改めること。
- ア 患者等に提供した文書の写しを診療録に添付していない。
- ② 文書提供加算に係る提供文書に記載すべき次の内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
- ア 患者の基本状況（基礎疾患、服薬状況、生活習慣の状況等）<初回用のみ>
- イ 口腔の状態（口腔内の状況、歯科疾患、口腔機能の問題等）
- ③ 管理に係る文書の作成又は提供を行っていないにもかかわらず、文書提供加算を誤って算定している例が認められたので改めること。

《長期管理加算》

- ① 長期管理加算を初めて算定する場合に、診療録に記載すべき次の内容について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
ア 患者の治療経過及び口腔の状態を踏まえた今後の口腔管理に当たって特に留意すべき事項の要点

(2) 小児口腔機能管理料

- ① 「口腔機能発達不全症」と診断されている患者のうち、「口腔機能発達不全症に関する基本的な考え方」(令和2年3月 日本歯科医学会)に示されている評価項目において、3項目以上に該当していない場合に、算定できない小児口腔機能管理料を算定している例が認められたので改めること。

(3) 歯科衛生実地指導料

《歯科衛生実地指導料1》

- ① 算定要件を満たしていない歯科衛生実地指導料1を算定している次の例が認められたので改めること。
ア 歯科衛生士に行った指示内容等の要点を診療録に記載していない。
イ う蝕又は歯周病に罹患している患者に対して、プラークチャート等を用いたプラークの付着状況の指摘をしていない。
ウ 情報提供文書に記載すべき指導等の内容、口腔衛生状態（う蝕又は歯周病に罹患している患者はプラークの付着状況を含む。）又は指導を行った歯科衛生士の氏名を記載していない。
- ② 診療録に記載すべき次の内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
ア 歯科衛生士に行った指示内容等の要点
- ③ 情報提供文書に記載すべき次の内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、適切に記載すること。
ア 指導等の内容
イ 口腔衛生状態（う蝕又は歯周病に罹患している患者はプラークの付着状況を含む。）
ウ 指導の実施時刻（開始時刻と終了時刻）

(4) 歯科治療時医療管理料

- ① 算定要件を満たしていない歯科治療時医療管理料を算定している次の例が認められたので改めること。
ア 管理内容（モニタリング結果）、患者の全身状態の要点を診療録に記載又は添付していない。

(5) 診療情報提供料（I）

- ① 算定要件を満たしていない診療情報提供料（I）を算定している次の例が認められたので改めること。
 - ア 交付した文書の写しを診療録に添付していない。
- ② 治療の可否に関する問い合わせを行った場合に、算定できない診療情報提供料（I）を算定している例が認められたので改めること。

(6) 薬剤情報提供料

- ① 情報提供文書に記載すべき次の内容について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
 - ア 副作用
 - イ 相互作用

(7) 新製有床義歯管理料

- ① 情報提供文書に記載すべき次の内容について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
 - ア 指導内容等の要点

4 在宅医療

(1) 歯科訪問診療料

- ① 算定要件を満たしていない歯科訪問診療料を算定している次の例が認められたので改めること。
 - ア 歯科訪問診療の2回目以降に計画の変更を行った場合に、変更の要点を診療録に記載していない。
 - イ 診療録及び診療報酬明細書に記載すべき実施時刻（開始時刻と終了時刻）について実態と異なる。
- ② 診療録に記載すべき次の内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
 - ア 患者の病状に基づいた訪問診療計画の要点
- ③ 診療録に記載すべき次の内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。
 - ア 実施時刻（開始時刻と終了時刻）
 - イ 歯科訪問診療の際の患者の状態等（急変時の対応の要点を含む。）
- ④ 特別の関係にある保険医療機関等に訪問して歯科診療を行った場合に、算定できない歯科訪問診療料を算定している例が認められたので改めること。

(2) 歯科訪問診療料の加算

《歯科診療特別対応加算》

- ① 算定要件を満たしていない歯科診療特別対応加算を算定している次の例が認められたので改めること。

- ア 当該加算を算定した日の患者の状態を診療録に記載していない。
- ② 歯科診療特別対応加算に係る診療録に記載すべき次の内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、個々の患者の状態に応じて適切に記載すること。
 - ア 算定した日の患者の状態
- ③ 著しく歯科診療が困難な者に該当していない場合に、算定できない歯科訪問診療特別対応加算を算定している例が認められたので改めること。

《歯科訪問診療補助加算》

- ① 算定要件を満たしていない歯科訪問診療補助加算を算定している次の例が認められたので改めること。
 - ア 算定の対象となる歯科訪問診療の時間を通じて歯科訪問診療の補助を行っていない。

(3) 訪問歯科衛生指導料

- ① 算定要件を満たしていない訪問歯科衛生指導料を算定している次の例が認められたので改めること。
 - ア 歯科医師の指示又は指導終了後の主治の歯科医師に対する報告を行っていない。
 - イ 実施時間が 20 分未満である。
 - ウ 歯科衛生士等に指示した内容、指導の実施時刻(開始時刻と終了時刻)、訪問先名、訪問した日の患者の状態の要点等を診療録に記載していない。
 - エ 情報提供文書に記載すべき内容(当該訪問指導で実施した指導内容、指導の実施時刻(開始時刻と終了時刻)、その他療養上必要な事項に関する情報又は実地指導を行った歯科衛生士等の氏名)が実態と異なる。
- ② 診療録に記載すべき次の内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
 - ア 歯科衛生士等に指示した内容
 - イ 指導の実施時刻(開始時刻と終了時刻)
 - ウ 訪問した日の患者の状態の要点等
- ③ 実地指導の内容が単なる日常的口腔清掃等のみの場合に、算定できない訪問歯科衛生指導料を算定している例が認められたので改めること。
- ④ 訪問歯科衛生指導を行った時間に、指導のための準備や患者の移動に要した時間を含まないこと。

(4) 歯科疾患在宅療養管理料

- ① 算定要件を満たしていない歯科疾患在宅療養管理料を算定している次の例が認められたので改めること。
 - ア 歯科疾患在宅療養管理料を算定した月に、当該管理に係る要点を診療録に記載していない。
 - イ 当該管理を開始する時期、管理計画の内容に変更があったとき及びその他療養上

必要な時期に管理計画を策定していない。

- ② 管理計画に記載すべき次の内容について、画一的に記載している例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
- ア 管理方法の概要

《文書提供加算》

- ① 文書提供加算に係る提供文書に記載すべき次の内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
- ア 口腔内の状態（口腔衛生の状況、口腔乾燥、う蝕、歯周疾患、口腔軟組織疾患、義歯の使用状況、咬合接触）
- イ 口腔機能等（口腔咽頭機能、咀嚼運動、構音機能、頸部可動性、食事摂取状況）
- ウ 口腔清掃状況等（口腔清掃の状況、うがいの状況）
- エ 管理方針等

（5）在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料

- ① 算定要件を満たしていない在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料を算定している次の例が認められたので改めること。
- ア 患者の全身の状態、口腔内の状態及び口腔機能の状態等の評価をもとにした管理計画を作成していない。
- イ 当該指導管理の開始に当たって、全身の状態（基礎疾患の有無、服薬状況、肺炎の既往等）、口腔の状態（口腔衛生状態、口腔粘膜の状態、口腔乾燥の有無、歯科疾患、有床義歯の状況、咬合状態等）、口腔機能（咀嚼の状態、摂食・嚥下の状況及び構音の状況、食形態等）等のうち患者の状態に応じた口腔管理に当たって必要な評価を行っていない。
- ウ 当該指導管理の開始に当たって、歯周病検査（患者の状態等により歯周ポケット測定が困難な場合及び無歯顎者を除く。）を行っていない。
- エ 管理計画の要点を診療録に記載又は当該管理計画書の写しを診療録に添付していない。
- オ 2回目以降の管理計画に変更があった場合に、変更の内容の要点を診療録に記載していない。
- カ 当該指導管理の実施時刻（開始時刻と終了時刻）、指導管理の内容の要点等を診療録に記載していない。
- キ 指導管理を20分以上実施していない。
- ク 指導管理の実施に当たって、管理計画に基づいた定期的な口腔機能評価（摂食機能評価を含む。）とその効果判定を行っていない。
- ② 診療録に記載すべき次の内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
- ア 管理計画の要点
- イ 管理計画に基づいた定期的な口腔機能評価（摂食機能評価を含む。）とその効果判定

- ウ 指導管理の実施時刻（開始時刻と終了時刻）
 - エ 指導管理の内容の要点
- ③ 摂食機能障害を有する患者（摂食機能療法の対象となる患者）に該当していない場合に、算定できない在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料を算定している例が認められたので改めること。
- ④ 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理に際しては、効果的・効率的で質の高い在宅歯科医療の提供体制を確保することを目的に、口腔機能が低下し摂食機能障害を有する患者に対する口腔機能の管理について包括的な評価を行うこと。

5 検査

（1）電気的根管長測定検査

- ① 算定要件を満たしていない電気的根管長測定検査を算定している次の例が認められたので改めること。
- ア 検査結果を診療録に記載又は検査結果の分かる記録を診療録に添付していない。
- ② 電気的根管長測定検査について、実際とは異なる根管数で誤って算定している例が認められたので改めること。

（2）細菌簡易培養検査

- ① 感染根管処置後の根管貼薬処置期間中に該当していない場合に、算定できない細菌簡易培養検査を算定している例が認められたので改めること。

（3）歯周病検査

《歯周基本検査》

- ① 算定要件を満たしていない歯周基本検査を算定している次の例が認められたので改めること。
- ア 必要な検査のうち歯周ポケット測定（1点以上）又は歯の動搖度の結果を診療録に記載又は検査結果の分かる記録を診療録に添付していない。
- イ 1口腔単位で実施していない。
- ② 混合歯列期の患者に対して、歯周組織の状態及び歯年齢等から混合歯列期歯周病検査の適用を考慮せずに、歯周基本検査を画一的に選択している不適切な例が認められたので改めること。
- ③ 歯周基本検査における歯周ポケット測定又は歯の動搖度の検査結果について、診療録又は診療録に添付した記録の記載に不備がある例が認められたので、適切に記載すること。

《歯周精密検査》

- ① 算定要件を満たしていない歯周精密検査を算定している次の例が認められたので改めること。
- ア 必要な検査のうち歯周ポケット測定（4点以上）、プロービング時の出血の有無、歯の動搖度又はプラークチャートを用いたプラークの付着状況の結果を診療録に記

載又は検査結果が分かる記録を診療録に添付していない。

- ② 漫然と歯周精密検査を実施している例が認められたので、歯周組織の状態、治療の内容等により、歯周基本検査、歯周精密検査の必要性を十分に考慮した上で検査を選択すること。

《混合歯列期歯周病検査》

- ① 算定要件を満たしていない混合歯列期歯周病検査を算定している次の例が認められたので改めること。
ア 必要な検査のうちプラークチャートを用いたプラークの付着状況又はプロービング時の出血の有無の結果を診療録に記載又は検査結果が分かる記録を診療録に添付していない。
- ② 混合歯列期歯周病検査の実施に際しては、歯肉の発赤・腫脹の状態及び歯石沈着の有無を確認すること。

《その他》

- ① 歯周基本治療から次の歯周病検査までの間隔が極めて短く、歯科医学的に不適切な例が認められたので改めること。
- ② 2回目以降の歯周病検査は、歯周基本治療による歯周組織の変化の比較検討（歯周基本治療等の効果、治療の成否、治療に対する反応等を把握した上で治癒の判断又は治療計画の修正を行う。）、歯周外科手術実施後の歯周組織の変化の比較検討を目的として実施するものであるので、検査については適切な期間をあけて実施すること。

（4）顎運動関連検査

- ① チェックバイト検査の検査結果について、診療録の記載に不備がある例が認められたので、適切に記載すること。

6 画像診断

（1）総論的事項

- ① 歯科エックス線撮影又は歯科パノラマ断層撮影において、診断に必要な部位が撮影されていない不適切な例が認められたので改めること。
- ② 歯科エックス線撮影又は歯科パノラマ断層撮影において、画像が不鮮明で診断に利用できない不適切な例が認められたので改めること。
- ③ 必要性の認められない歯科パノラマ断層撮影又は歯科用3次元エックス線断層撮影を行っている例が認められたので改めること。
- ④ 「埋伏智歯等、下顎管との位置関係」、「顎関節症等、顎関節の形態」、「顎裂等、顎骨の欠損形態」、「腫瘍等、病巣の広がり」又は「その他、歯科用エックス線撮影又は歯科パノラマ断層撮影で確認できない位置関係や病巣の広がり等を確認する特段の必要性が認められる場合」のいずれにも該当していない場合に、算定できない歯科用3次元エックス線断層撮影を算定している例が認められたので改めること。
- ⑤ 撮影した歯科エックス線写真を確認できない例が認められたので、適切に整理・保

管すること。

(2) 診断料

- ① 算定要件を満たしていない画像診断における診断料を算定している次の例が認められたので改めること。
 - ア 歯科エックス線撮影又は歯科パノラマ断層撮影を行った場合に、写真診断に係る必要な所見を診療録に記載していない。
 - イ 歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影又は歯科用3次元エックス線断層撮影を行った場合に、診療録に記載している写真診断に係る必要な所見が実態と異なっている。
- ② 歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影又は歯科用3次元エックス線断層撮影を行った場合に、診療録に記載すべき次の内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
 - ア 写真診断に係る必要な所見

(3) 電子画像管理加算

- ① 算定要件を満たしていない電子画像管理加算を算定している次の例が認められたので改めること。
 - ア 電子化して管理及び保存を行っていない。

7 投薬

(1) 投薬

- ① 医薬品医療機器等法の承認事項（適応（効能・効果）、用法（用法・用量））からみて、次の不適切な投薬が認められたので改めること。
 - ア 適応外（ジスロマック錠250mg）
- ② 医師が処方すべき薬剤を歯科医師が処方している不適切な例が認められたので改めること。
(ファモチジン細粒2%「サワイ」、ガスター散2%、レバミピド錠100mg)
- ③ 用法について、診療録への記載の不十分な例が認められたので、適切に記載すること。
- ④ 患者の服薬状況及び薬剤服用歴を確認せずに投薬している例が認められたので、必要に応じて確認すること。
- ⑤ 処置内容、症状等にかかわらず、画一的な投薬をしている例が認められたので、傷病名、症状、経過等を考慮の上、投与薬剤、投与日数、投与量及び投与方法をその都度決定すること。
- ⑥ 投薬を行うに当たっては、医薬品医療機器等法の承認事項に加え、薬剤の重要な基本的注意事項を考慮し、個々の症例に応じて適切に判断すること。
- ⑦ 投薬を行うに当たっては、相互作用（併用注意）をよく理解し、個々の症例に応じて適切に判断すること。

8 歯周治療

(1) 診断等

- ① 歯周病に係る症状、所見、治癒の判断、治療計画等の診療録への記載がなく又は不十分であり、診断根拠や治療方針が不明確な例が認められたので、記載内容の充実を図ること。
- ② 歯周治療の実施に当たっては、「歯周病の治療に関する基本的な考え方」（令和2年3月 日本歯科医学会）を参考に適切な治療を行うこと。
- ③ 歯周病に係る診断根拠、治療方針、治癒の判断、治療計画の修正等が不明確な例が認められたので、歯周病検査、画像診断の結果等を診断及び治療に十分活用すること。

(2) 歯周疾患処置

- ① 歯周ポケット4ミリメートル以上の部位に対して、計画的に1月間特定薬剤を注入した後、歯周ポケットの改善状態を確認するための再度の歯周病検査を行っていないにもかかわらず、更に1月間特定薬剤を注入して算定できない歯周疾患処置を算定している例が認められたので改めること。

(3) 歯周基本治療

- ① 歯周基本治療（スケーリング・ルートプレーニング又は歯周ポケット搔爬）において、歯数を誤って算定している例が認められたので改めること。
- ② 不適切な歯周病検査の結果に基づいて、歯周基本治療（スケーリング、スケーリング・ルートプレーニング又は歯周ポケット搔爬）を実施している不適切な例が認められたので改めること。
- ③ 必要性の認められない2回目以降のスケーリング、スケーリング・ルートプレーニング又は歯周ポケット搔爬を実施している例が認められたので、歯周病検査の結果、画像診断等に基づく的確な診断及び治療計画により適切な治療を行うこと。
- ④ 算定できない歯科初診料と併せて算定していた歯周基本治療（スケーリング）について、2回目以降として算定すべきところを1回目として算定している例が認められたので改めること。

(4) 歯周病定期治療（I）

- ① 一時的に症状が安定した状態に至っていない場合に、算定できない歯周病定期治療（I）を算定している例が認められたので改めること。
- ② 歯周病定期治療の実施に際しては、一連の歯周基本治療等の終了後に、一時的に病状が安定した状態であって、継続的な治療が必要と判断された患者に対して、病状の安定を維持し、治癒させることを目的として実施すること。

(5) 歯周病定期治療（II）

- ① 算定要件を満たしていない歯周病定期治療（II）を算定している次の例が認められたので改めること。
 - ア 歯周病定期治療の開始に当たって、口腔内カラー写真撮影（全顎）、歯周精密検

査を行っていない。

- イ 2回目以降の歯周病定期治療において、管理の対象となっている部位の口腔内カラー写真を撮影していない。
- ② 管理計画書に記載すべき次の内容について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
- ア 歯周病定期治療の治療方針
- ③ 歯周病定期治療の実施に際しては、一連の歯周基本治療等の終了後に、一時的に病状が安定した状態であって、継続的な治療が必要と判断された患者に対して、病状の安定を維持し、治癒させることを目的として実施すること。

(6) 歯周基本治療処置

- ① 算定要件を満たしていない歯周基本治療処置を算定している次の例が認められたので改めること。
- ア 使用した薬剤名を診療録に記載していない。

9 リハビリテーション

(1) 歯科口腔リハビリテーション料1

《歯科口腔リハビリテーション料1「1 有床義歯の場合」》

- ① 算定要件を満たしていない歯科口腔リハビリテーション料1「1 有床義歯の場合」を算定している次の例が認められたので改めること。
- ア 調整方法及び調整部位又は指導内容の要点を診療録に記載していない。
- ② 歯科口腔リハビリテーション料1「1 有床義歯の場合」を算定している場合に診療録に記載すべき次の内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
- ア 調整方法及び調整部位
- イ 指導内容の要点

(2) 摂食機能療法

- ① 算定要件を満たしていない摂食機能療法を算定している次の例が認められたので改めること。
- ア 診療計画書を作成していない。
- イ 療法の内容の要点を診療録に記載していない。
- ウ 定期的な摂食機能検査をもとに効果判定を行っていない。
- ② 診療録に記載すべき次の内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
- ア 摂食機能療法の実施時刻（開始時刻と終了時刻）
- イ 療法の内容の要点
- ③ 摂食機能障害者（発達遅滞、顎切除及び舌切除の手術若しくは脳卒中等による後遺症により摂食機能に障害があるもの又は内視鏡下嚥下機能検査若しくは嚥下造影によって他覚的に嚥下機能の低下が確認できるものであって、医学的に摂食機能療法の有

効性が期待できるもの)に該当していない場合に、算定できない摂食機能療法を算定している例が認められたので改めること。

10 処置

(1) う蝕処置

- ① 算定要件を満たしていないう蝕処置を算定している次の例が認められたので改めること。
ア 算定部位ごとに処置内容等を診療録に記載していない。

(2) 咬合調整

- ① 自院で製作した金属歯冠修復物等の過高部の削合に対して、算定できない咬合調整を算定している例が認められたので改めること。

(3) 知覚過敏処置

- ① 症状、所見、治療内容、予後等について、診療録に記載していない又は診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
② 知覚過敏処置を長期にわたり繰り返し実施している例が認められたので、臨床症状や術後経過について十分検討した上で適切な治療を行うこと。

(4) 歯内療法

- ① 歯内療法における症状又は所見について、診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

《加圧根管充填処置》

- ① 算定要件を満たしていない加圧根管充填処置を算定している次の例が認められたので改めること。
ア 繁密な根管充填を行っていない。
イ 複数の根管を有する歯において、一部の根管で繁密な根管充填を行っていない。
ウ 根管充填後に歯科エックス線撮影により根管充填の状態を確認していない。
エ 根管充填後に撮影した歯科用エックス線画像が根管充填の確認に利用できない。
② 加圧根管充填処置について、根管数の区分を誤って算定している例が認められたので改めること。

《後出血処置》

- ① 後出血処置に係る症状、所見、処置内容等について、診療録に記載していない又は診療録への記載が不十分である例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
② 抜歯又は智歯歯肉弁切除等の術後、後出血を起こし簡単に止血(圧迫等により止血)できない場合以外に、算定できない後出血処置を算定している例が認められたので改めること。

(5) 暫間固定

《暫間固定「1 簡単なもの」》

- ① 歯周外科手術後に暫間固定を行った後、再度同一顎に必要があって行う暫間固定について、前回暫間固定を行った日から起算して6月以内に、算定できない「1 簡単なもの」を算定している例が認められたので改めること。

《その他》

- ① 暫間固定を行った部位、症状、所見、経過等について、診療録に記載していない例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
- ② エナメルボンドシステムによる暫間固定を行ったものについて、算定できない装着に係る費用及び装着材料料を算定している例が認められたので改めること。

(6) 口腔内装置

- ① 顎関節症又は歯ぎしりに対して、口腔内装置を用いた治療を行っている場合における症状、所見等について、診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
- ② 留意事項通知に示す口腔内装置のいずれにも該当していない場合に、算定できない口腔内装置を算定している例が認められたので改めること。

(7) 歯冠修復物又は補綴物の除去

- ① 手術の所定点数に含まれ算定できない手術当日に行われる手術に伴う除去の費用を算定している例が認められたので改めること。

《著しく困難なもの》

- ① メタルコア又は支台築造用レジンを含むファイバーポストであって歯根の3分の1以上のポストを有するものに該当していない場合に、算定できない歯冠修復物又は補綴物の除去「3 著しく困難なもの」を算定している例が認められたので改めること。

(8) 有床義歯床下粘膜調整処置

- ① 旧義歯が不適合で義歯の床裏装や再製が必要とされる場合以外に、算定できない有床義歯床下粘膜調整処置を算定している例が認められたので改めること。
- ② 有床義歯床下粘膜異常以外の場合に、算定できない有床義歯床下粘膜調整処置を算定している例が認められたので改めること。

(9) 口腔粘膜処置

- ① 算定要件を満たしていない口腔粘膜処置を算定している次の例が認められたので改めること。
- ア 病変の部位及び大きさ等を診療録に記載していない。

(10) 機械的歯面清掃処置

- ① 診療録に記載すべき次の内容について、記載の不十分な例が認められたので改めること。
ア 歯科衛生士が機械的歯面清掃処置を行った場合に、当該歯科衛生士の氏名を明確に記載すること。

11 手術

(1) 抜歯手術

- ① 抜歯手術（難抜歯加算又は埋伏歯）における症状、所見、手術内容又は術後経過について、診療録に記載していない又は診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

《難抜歯加算》

- ① 歯根肥大、骨の癒着歯、歯根彎曲等に対する骨の開さく又は歯根分離術等に該当していない場合に、算定できない難抜歯加算を算定している例が認められたので改めること。

《埋伏歯》

- ① 骨性の完全埋伏歯又は歯冠部が3分の2以上の骨性埋伏である水平埋伏智歯に該当していない場合に、算定できない抜歯手術「4 埋伏歯」を算定している例が認められたので改めること。

(2) 歯根囊胞摘出手術

- ① 歯根囊胞摘出手術における症状、所見、手術内容及び術後経過について、診療録に記載していない例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
② 歯根囊胞の大きさが歯冠大に満たない場合に、算定できない歯根囊胞摘出手術（「1 歯冠大のもの」）を算定している例が認められたので改めること。

(3) 口腔内消炎手術

- ① 算定要件を満たしていない口腔内消炎手術を算定している次の例が認められたので改めること。
ア 手術部位、症状及び手術内容の要点を診療録に記載していない。
② 診療録に記載すべき次の内容について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
ア 手術部位
イ 症状及び手術内容の要点
③ 同一部位に対し極めて短期間に繰り返し口腔内消炎手術を実施している不適切な例が認められたので改めること。

(4) 歯周外科手術

- ① 歯周外科手術（歯肉剥離搔爬手術）における所見、手術内容又は術後経過について、診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

(5) その他

- ① 歯肉歯槽粘膜形成手術（歯肉弁側方移動術）、抜歯窩再搔爬手術又は浮動歯肉切除術の手術内容について、診療録に記載していない又は診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

1 2 麻酔

(1) 伝達麻酔・浸潤麻酔

- ① 伝達麻酔について、行った部位を診療録に記載していない例が認められたので、適切に記載すること。

1 3 歯冠修復及び欠損補綴

(1) 補綴時診断料

- ① 算定要件を満たしていない補綴時診断料を算定している次の例が認められたので改めること。
ア 製作を予定する部位、欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び設計等についての要点を診療録に記載していない。
- ② 診療録に記載すべき次の内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
ア 欠損部の状態
イ 欠損補綴物の名称及び設計等の要点

(2) クラウン・ブリッジ維持管理料

- ① クラウン・ブリッジ維持管理の対象となる歯冠修復及び欠損補綴に該当していない場合に、算定できないクラウン・ブリッジ維持管理料を算定している例が認められたので改めること。

(3) 歯冠形成・歯冠修復

《う蝕歯無痛的窩洞形成加算》

- ① 算定要件を満たしていないう蝕歯無痛的窩洞形成加算を算定している次の例が認められたので改めること。
ア う蝕除去・窩洞形成レーザーに加えて、エアータービン等歯科用切削器具を用いている。

《充填》

- ① 充填を行った場合に修復した歯の部位（面）又は使用した材料名について、診療録

に記載していない又は診療録への記載が不十分な例が認められたので、適切に記載すること。

- ② 隣接面を含まない歯頸部若しくは歯の根面部のう蝕又は非う蝕性の実質欠損に対する充填を、「複雑なもの」として誤って算定している例が認められたので改めること。
- ③ 充填を実施した歯数を誤って算定している例が認められたので改めること。

《金属歯冠修復》

- ① 金属歯冠修復の種類を誤って算定している例が認められたので改めること。

(4) 有床義歯

《有床義歯》

- ① 残根上義歯の製作に当たっては、当該残根歯に対して適切な歯内療法及び根面被覆処置を行うこと。
- ② 高齢者で根管が閉鎖して歯内療法が困難な場合等、やむを得ず残根歯に対して、歯内療法及び根面被覆処置が完了できなかった場合に義歯を製作した際に、その理由について、診療録に記載していない又は診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
- ③ 鋳造鉤又はバーの種類、個数又は保険医療材料について、誤って算定している例が認められたので改めること。
- ④ 人工歯又は義歯床の保険医療材料の種類を誤って算定している例が認められたので改めること。
- ⑤ 補強線を鋳造バーとして誤って算定している例が認められたので改めること。

(5) 有床義歯修理

- ① 算定要件を満たしていない有床義歯修理を算定している次の例が認められたので改めること。
 - ア 修理内容の要点を診療録に記載していない。
- ② 診療録に記載すべき次の内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
 - ア 修理内容の要点

《歯科技工加算》

- ① 算定要件を満たしていない歯科技工加算（1又は2）を算定している次の例が認められたので改めること。
 - ア 預かり日、修理を担当する歯科技工士の氏名又は修理の内容を診療録に記載していない。

14 歯科矯正

(1) 顎口腔機能診断料

- ① 治療計画書に記載すべき次の内容について、記載の不十分な例が認められたので、

適切に記載すること。

ア 口腔領域の症状及び所見

D 保険外、その他

15 保険外診療

- ① 保険診療から保険外診療に移行した場合は、診療録に移行した旨を記載すること。
- ② 保険外診療に係る診療録は、保険診療用の診療録とは別に作成すること。

II 診療報酬の請求等に関する事項

1 届出事項、報告事項等

- ① 次の届出事項について、変更が認められたので速やかに近畿厚生局長あて届け出ること。
ア 保険医の異動
イ 標榜診療時間の変更
- ② 次の保険外併用療養費に係る報告事項について、変更の報告をしていなかったので速やかに近畿厚生局長あて報告すること。
ア 金属床による総義歯に係る金属の種類及び費用
イ う蝕に罹患している患者の指導管理に係るフッ化物局所応用、小窓裂溝填塞の費用

2 掲示事項

- ① 保険医療機関の掲示事項に不備が認められたので、速やかに適切な掲示をすること。
ア 明細書の発行に関する事項を掲示していない又はその掲示内容が誤っている（一部負担金等の支払いがない患者に関する記載がない又は交付を希望しない場合の記載がない。）。
イ 次の近畿厚生局長への届出事項を掲示していない又はその掲示内容が誤っている。

《基本診療料の施設基準等》

- ・ 歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準

《特掲診療料の施設基準等》

- ・ 歯科疾患管理料の注11に規定する総合医療管理加算及び歯科治療時医療管理料
- ・ 在宅療養支援歯科診療所 1及び2
- ・ 歯科訪問診療料に係る地域医療連携体制加算
- ・ 歯科訪問診療料の注13に規定する基準
- ・ CAD/CAM冠

- ・ クラウン・ブリッジ維持管理料

ウ 次の保険外併用療養費の療養の内容及び費用に関して掲示していない又は掲示内容が誤っている事項が認められたので、速やかに適切な掲示をすること。

- ・ 金属床による総義歯の提供
- ・ う蝕に罹患している患者の指導管理

3 診療報酬請求

(1) 総論的事項

- ① 診療録と診療報酬明細書において、診療内容、所定点数又は合計点数について一致しない例が認められたので、保険医療機関及び保険医により十分に照合・確認を行い適切に記載すること。
- ② 審査支払機関からの返戻、増減点連絡書は、内容を十分検討し、以後の診療や保険請求に反映させるなどその活用を図ること。
- ③ 診療報酬の請求に当たっては、審査支払機関への提出前に必ず主治医自らが診療録と照合し、診療報酬明細書の記載事項に誤りや不備がないか確認すること。

4 一部負担金等

(1) 一部負担金

- ① 一部負担金の徴収について、次の例が認められたので、適切に徴収すること。
 - ア 徴収すべき者（自家診療又は親戚）から適切に徴収していない。
 - イ 計算方法が誤っている（公費負担医療の受給者に対する計算を誤っている。）。
 - ウ 診療の都度、徴収していない。
- ② 未収の一部負担金の管理が不十分な次の例が認められたので改めること。
 - ア 管理簿を作成していない。
- ③ 審査支払機関が行った減額査定を認容した結果、一部負担金に過徴収が生じた場合は、患者に適切に返金等の対応をすること。

5 その他

- ① 療養の給付の担当に関する帳簿及び書類その他の記録は、その完結の日から3年間保存すること。ただし、患者の診療録にあっては、その完結の日から5年間保存しなければならないこと。
- ② 院内における医薬品の採用について、後発医薬品を検討するなど後発医薬品の使用に対し積極的に取り組むよう努めること。
- ③ 保険医は療養担当規則等の諸規則に習熟し、適正な保険診療に努めること。
- ④ 保険診療に関する諸規則や算定要件等の理解が十分でないことから、開設者、管理者又は保険医として備えるべき知識の修得に努めること。
- ⑤ 過去に出席した集団指導、新規個別指導及び個別指導における指導内容等を以後の診療や保険請求に反映させるなど活用を図ること。